

(5) 都市計画税の使途内訳

都市計画税は、「都市計画法」に基づいて実施する都市計画事業の財源として課税する目的税であるため、本市では一般会計の歳出において下表のとおり各事業に充当している。

(単位：千円)

	平成30年度 決 算 額	都市計画税 充 当 額	事業費に対する 充 当 率	(参考) 前年度充当額
都市計画税 (歳入)	3,637,684			3,687,566
都市計画事業 (歳出)	5,749,279	3,637,684	63.3%	3,687,566
8款 土木費	4,915,423	2,942,012	59.9%	3,105,546
5項 都市計画費	1,687,853	632,440	37.5%	1,109,245
2目 まちづくり計画事業費	191,149	148,246	77.6%	125,294
3目 街路事業費	772,581	91,581	11.9%	107,773
4目 市街地整備費	724,123	392,613	54.2%	876,178
6項 公園費	948,834	408,460	43.0%	290,408
1目 公園整備費	948,834	408,460	43.0%	290,408
7項 下水道費	2,278,736	1,901,112	83.4%	1,705,893
1目 下水道事業費	2,278,736	1,901,112	83.4%	1,705,893
12款 公債費 (都市計画事業分)	833,856	695,672	83.4%	582,020

※都市計画税は、各都市計画事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当している。